

宇部市上下水道局自動販売機設置事業者募集要項

宇部市上下水道局下水道施設課が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の事項を御承知の上、お申込みください。

1 公募物件

物件番号	所在地	設置場所	設置台数	自動販売機の機種 又は販売品目	設置面積
1	宇部市大字沖宇部 字沖の山 5272 番地 3	東部浄化センター 管理棟玄関ホール	1 台	びん・缶（清涼飲料水等）	1.50 m ²
2	宇部市大字藤曲 字沖土手下 2449 番地 1	西部浄化センター 旧館一階通路	1 台	びん・缶（清涼飲料水等）	1.50 m ²

※ 各物件の詳細については、物件ごとの仕様書及び設置場所の確認を行ってください。

※ 設置面積には、放熱余地を含みます。

※ 複数物件に公募の参加申込みが可能です。ただし、同一設置場所かつ同一販売品目物件への参加申込みは 1 件のみとします。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 自動販売機の設置・運營業務について、宇部市内で 3 年以上の実績を有する者であること。
- (2) 法人にあっては、山口県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
個人にあっては、宇部市内に住所を有していること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 破産者で復権を得ない者

カ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当する者及び警察等捜査機関から排除要請がある者

- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者（アからオまでのいずれかに該当する者については、その事実があった後 3 年を経過した者を除く。）であること。

- ア 宇部市上下水道局との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 宇部市上下水道局が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が宇部市上下水道局と契約を締結すること又は宇部市上下水道局との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により宇部市上下水道局が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく宇部市上下水道局との契約を履行しなかった者
- (5) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること（該当についてのみ）。
- (6) 市税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 宇部市上下水道局物品の調達等及び業務委託に係る指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (8) 自動販売機の故障時や商品の完売時に、当該故障にかかる修繕や商品の補充の要請・依頼を受けたときは、3 時間以内に現場到着が可能である者。

3 貸付条件等

(1) 契約について

本件の契約については、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号に規定する行政財産の貸付けとなり、契約は民法第 601 条に基づく賃貸借契約となります。

(2) 貸付期間

貸付期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとします。

ただし、公用又は公共用としての使用の必要性や設置事業者の使用状況等を勘案して支障がないと宇部市上下水道局が判断したときは、公募条件を変更しないことを前提として 4 年を限度に契約の更新ができます。

(3) 貸付料

貸付料は、自動販売機の総売上の 10 パーセント以上の御提案をいただき、その金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものを貸付料とします。貸付料の納付については、毎月の売上実績を翌月の 10 日までに御提出いただき、その実績を基に納入通知書を作成し送付しますので、売上月の翌月末日までに納めていただきます。

(4) その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測子メーター設置費を含む）、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

また、自動販売機の運転に必要な光熱水費についても、全額を設置事業者の負担とし、使用月の翌月に納入通知書を作成し送付しますので、使用月の翌月末日までに納めていただきます。

(5) 貸付条件

次のことを遵守してください。

ア 貸付物件を指定用途以外の用途で使用しないこと。

イ 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をしないこと。

ウ 本件貸借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定しないこと。

エ 自動販売機は、物件番号ごとの設置位置図に示した場所に、指定サイズ内で設置すること。

オ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、宇部市上下水道局の指示に従うこ

と。

カ 販売品目は飲料品（乳飲料を含む。）とし、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。

キ 酒類の販売は行わないこと。

(6) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。

また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、空き容器回収ボックスを宇部市上下水道局と協議の上、必要数設置するとともに、他社製品持込み等問わず、設置事業者が回収・処分すること。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

エ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上転倒防止策を行い安全設置すること。

オ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(7) 貸付契約の解除

次に掲げる事由が生じたときは、宇部市上下水道局はその契約を解除し、使用を制限し、又は撤去させることがあります。なお、契約の解除によって生じた損害について、宇部市上下水道局は賠償の責めを負いません。

ア (5) の貸付条件に違反したとき。

イ 宇部市上下水道局において公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。

ウ 貸付物件の管理が良好でないとき。

エ 設置事業者が応募者としての資格を失ったとき。

オ 売上実績の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

カ その他設置事業者が本件契約の相手方として不相当と認められたとき。

(8) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了、又は貸付契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を宇部市上下水道局に請求することができません。

4 応募申込み等

(1) 申込み方法

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。

(郵送、電話、ファックス、及びインターネットによる受付は行いません。)

(2) 提出書類

ア 公募参加申込書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 自動販売機設置実績報告書（様式第3号）

エ 販売予定品目一覧表（様式第4号）

オ 設置を予定している自動販売機のカatalog（外観、寸法及び消費電力等の仕様が確認できるもの）

カ 商業登記簿謄本（個人の場合は、住民票）

キ 印鑑登録証明書

ク 応募資格要件2－(5)に係る許認可等の免許証の写し（該当の場合のみ）

ケ 応募資格要件 2 - (6) に係る未納がないことを証する納税証明書 (申込日現在) <写し可> (市税に係る納税証明書 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 (その 3 の 3))

(3) 提出先・期間

ア 提出先 宇部市大字沖宇部字沖の山 5272 番地 3 (東部浄化センター)
宇部市 上下水道局 下水道施設課 管理係

イ 提出期間 令和 2 年 2 月 1 7 日 (月) ~ 令和 2 年 3 月 6 日 (金)

(4) 応募資格の確認

応募申込書を提出した者について、提出された書類を審査の結果、参加要件を満たさないと判断した者のみ受付を取り消し、その旨を通知します。

5 選考方法等

(1) 貸付料率提案書の提出日時

令和 2 年 3 月 1 3 日 (金) 午後 2 時 0 0 分

(2) 貸付料率提案書の提出場所

宇部市大字沖宇部字沖の山 5272 番地 3
東部浄化センター 2 階 事務室

(3) 設置事業者の決定

物件ごとに、宇部市上下水道局が予定する料率以上で最高の貸付料率の提案をした者を設置事業者に決定します。なお、最高となるべき料率の見積りをした者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより設置事業者を決定します。

6 問い合わせ先

物件番号 1・2 宇部市大字沖宇部字沖の山 5272 番地 3
宇部市 上下水道局 下水道施設課 管理係
電話 (0836) 3 3 - 3 7 7 9